

# ゆつたり日初 東やまと

## 注目情報

令和4年第3回市議会定例会  
▷問合せ 市議会事務局・内線2002まで。  
(ファックス 042-563-5926)

開催日	会議	内容
9月1日(木)	本会議	開会・議案等審議
9月2日(金)・ 5日(月)~8日(木)	本会議	一般質問
9月12日(月)~14日(水)	常任委員会	付託案件の審査等
9月15日(木)・16日(金)	決算特別委員会	令和3年度決算審査
9月21日(水)	本会議	委員会審査報告等・閉会

※通常の会議時間は午前9時30分~正午、午後1時30分~5時です。  
※日程等は変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 今号の主な記事

2面: 大雨や台風時の避難行動を考えてみましょう  
5面: 第52回ふれあい市民運動会

3面: リサイクル協力店をご利用ください  
6・7面: 情報マップ・健康ひとくちメモ

4面: 9月の出張かるがもひろば  
8面: 市民記者レポート

## 連載企画

## 子どもたちの未来を守る

～持続可能な行財政運営ってなに???

最終回

少子高齢化や人口減少が進展する中、子どもたちの未来を守るために必要となる持続可能な行財政運営について、皆さんに知っていただるために、市内に住む「ヤマト君一家」にまつわるお話を連載しています。

今後の大きな課題や市がその対策に取り組んでいることを知った「ヤマト君一家」。最終回となる今号では、持続可能な行財政運営や市が策定した新しい総合計画「輝きプラン」について紹介します。

▷問合せ 企画政策課・内線1425まで。

### 第6話 「子どもたちの未来を守る！」



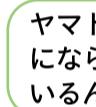
1 お兄ちゃん、パパたちは何のお話をしているの？

ナゴミちゃん



2 難しくてよくわからないけど、僕たちの未来の話みたいだよ！

ヤマト君



3 ヤマト君やナゴミちゃんが大人になった時に、2人が大変にならぬように、今から何をすべきかというお話をしているんだよ。

ヒガシさん



4 これまで苦労もあったが、わしらはいい時代を生きてきたのかもしれないなあ。ただ、孫たちが大人になる頃には、世の中はもっと厳しくなるにちがいない。

おじいちゃん



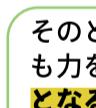
5 だから、市は今のうちから手を打っているのね。私たちも孫たちの未来のために何かできることはないかしら。

おばあちゃん



6 それは、2人がいつまでも健康で元気でいてくれることよ。それが子どもたちのためになるよ。年をとっても、住み慣れた場所で、元気でいきいきと暮らすことができるってすばらしいことだわ。まだまだ好きなことをやったり、子どもたちとたくさん遊んでください！それが家族の元気、そしてまちの元気にもつながっていくわ。そうでしょ、ヒガシさん！

お母さん



7 そのとおり！市では「シニアが活躍できるまちづくり」にも力をいれているよ。それから、まちづくりの大きな指針となる新しい総合計画を作ったんだ。その名も「輝きプラン」！少子高齢化と人口減少が進む中にあっても、みんながいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることを目指しているんだ。

ヒガシさん



8 新しい総合計画「輝きプラン」って、どんな内容なの？

お父さん

この「輝きプラン」では、今後20年間で目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」と定めたんだ。具体的な取組みは、基本計画で示していて、市のお金や職員、施設などが限られる中で、少子高齢化と人口減少の進展に対応していくための施策を下の図のとおり「重要施策」と定め、重点的・優先的に推進していくことにしたんだ。



#### 「輝きプラン」の重要施策の主な内容

1 子ども・子育て支援施策の推進	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり ・子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり ・生きる力を育む教育の推進など
2 健康・高齢者施策の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりの促進 ・高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり ・スポーツを楽しめる場と機会の提供など
3 都市の価値を高める施策の推進	災害対応力の強化 ・メリハリのある都市空間の形成 ・緑と水辺環境の保全・活用など
4 持続可能な行財政運営等の推進	より一層の行政改革の推進 ・公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化 ・市民参加と協働の推進など



9 10 「輝きプラン」には、これからまちづくりのことが詳しく書いてあるんだね。よし、早速読んでみよう！

お父さん

財政状況が厳しいからと言って、現状維持を続けるだけでは、子どもたちの未来が大変なことになってしまう。将来にわたって多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生し、みんなが笑顔で暮らせるよう、課題を先送りせず、持続可能な行財政運営を目指していく必要があるんだ。



11 12 市は、子どもたちの未来もしっかり考え、対策を始めていることが分かって安心したよ。これからも、このまちがずっと元気であってほしいな。よし、今度タウンミーティングでまちの将来について市長に聞いてみよう！！

～おしまい～

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご協力をお願いします

8月5日現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加しています。引き続き、感染拡大防止へのご協力をお願いします。

また、追加接種（3・4回目）を含む新型コロナウイルスワクチンの接種についても、併せてご検討ください。

▷問合せ 東大和市コールセンター☎042-563-8551まで。

人と会話をする時  
や混雑する場所でのマスクの着用

こまめな換気



3密(密閉・密集・密接)の回避



手洗い、手指消毒



ワクチンの接種

## 自宅療養の方へ

## 「食料品・日用品」をお届けします

新型コロナウイルス感染症により自宅療養となった方に対し、レトルト食品や、ティッシュペーパー等をお届けします。

▷申込み・問合せ 市立保健センター☎042-563-5211まで。

## 大雨や台風時の避難行動を考えてみましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、避難所での生活には、いわゆる「3密」の状態となり感染症に感染するリスクや、慣れない環境での生活により、体調不良を引き起こすリスクなどがあります。避難行動について、改めて考えましょう。 ▶問合せ 防災安全課・内線1352まで。

### 自宅が安全かどうかを確認

浸水・土砂災害ハザードマップ、避難行動判定フローなどで、自分の家が浸水や土砂災害のおそれがある場所かどうか確認しましょう。

### ハザードマップとは

大雨や台風による浸水被害や土砂災害が予想される範囲とその程度及び緊急時の避難場所を示した地図です。ハザードマップは市のホームページ（右の二次元コードからアクセス可）で入手できます。



### 避難行動判定フローとは

大雨や台風時のとるべき避難行動の確認と流れをフローチャート形式でまとめたものです。避難行動判定フローは市のホームページ（右の二次元コードからアクセス可）でご覧いただけます。



▲ハザードマップ

### 在宅避難

自宅の安全が確保されている場合は、自宅での生活を続ける「在宅避難」を検討してください。在宅避難をする際は以下の点も確認をしましょう。

- 木造住宅やブロック塀などの安全確認をする
- 水、食糧などの備蓄品を用意する（食糧・日用品は期限が近くなったものは消費し、再購入）



### 分散避難

自宅が浸水する可能性がある場合、近隣の安全な知人宅や友人宅等への「分散避難」を検討してください。分散避難を行う際は以下の点に注意してください。



- 避難先の方と日頃から連絡を取る
- 公共交通機関が運休する前に避難する
- 車を使って避難する場合は渋滞を避けるため、早い段階で避難する

### 避難所へ避難する時は

- 在宅避難等ができない方は、避難所へ避難する
- 避難を開始する前に、必ず、市のホームページなどで開設している避難所を確認する
- 気象状況が悪くなる前に避難行動を開始する
- マスクを着用する

- 非常時持出袋・避難者の身分証明書を携行する
- 感染症予防のため、体温計・消毒液・スリッパを携行する
- ペットを同行させるとときはケージに入れ、ペットフードや水など世話を必要なものを携行する



## 後期高齢者医療保険からのお知らせ

▶問合せ 【2割負担や制度のこと】東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター☎0570-086-519へ。  
【上記以外のこと】保険年金課・内線1028まで。

### 10月から有効となる新しい保険証を送付します

自己負担割合見直しに伴い、9月中旬に、すべての被保険者へ、10月から有効となる新しい保険証（水色）を簡易書留で送付します。

お手元の現行の保険証（藤色）は、10月1日(土)以降に裁断等により破棄してください。

### 自己負担割合の区分に「2割」が追加されます

法改正により、10月から自己負担割合の区分に「2割」が追加され、「1割」・「2割」・「3割」の3区分となります。自己負担割合が「1割」の方のうち、一定以上所得がある方の自己負担割合は、10月から「2割」となります。（自己負担割合の判定基準については下表のとおり）

なお10月1日(土)から3年間、自己負担割合が「2割」の方は、外来医療の自己負担増加額の上限を1か月あたり最大3,000円とする負担軽減（配慮措置）が適用されます。負担軽減のことや、その他の詳細については、保険証送付時同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」をご参照ください。

#### 【9月30日(金)までの基準】

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得（※1）が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも145万円未満の場合	一般所得者等	1割

#### 【10月1日(土)からの基準】

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①、②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に、課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入（※2）」と「その他の合計所得金額（※3）」の合計金額が次のいずれかに該当する ・被保険者が1人：200万円以上 ・被保険者が2人以上：合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の課税所得が28万円未満の場合または上記の①には該当するが、②には該当しない場合	一般所得者等	1割

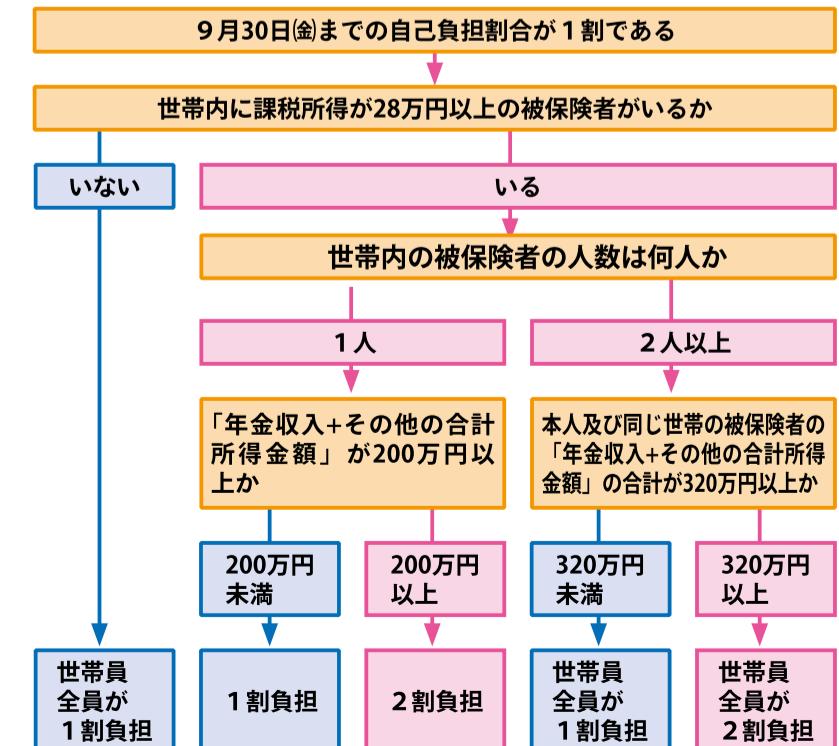
【注意】住民税非課税世帯の方は、上記に関わらず1割負担となります。

※1：「課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いたもののことで、市が送付する住民税納税通知書等で確認できます。

※2：「年金収入」は、公的年金控除等を差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含みません。

※3：「その他の合計所得金額」は、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額です。

#### 自己負担割合が2割となる方の判定フローチャート



## 自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています

◎放置自転車等は撤去します  
388-3127へ。

自転車利用中の事故で、他人にけがをさせてしまつた場合などの損害を賠償であります。

▽対象 自転車利用者（未成年の場合はその保護者）、成年の場合自転車を業務で使用する事業者、自転車貸付業者

※市では自転車保険の受付や取り扱いは行っていません。

※自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都ホームページをご確認ください。

▽問合せ 東京都都民安全推進部総合推進課 ☎03-5121-3123まで。

▽問合せ 道路交通課・内線1213まで。

安全な歩行空間を確保するため、駅近くの放置禁止区域内の歩道などには自転車等を放置しないでください。また、駅から概ね800メートル以内にお住まいの方については、自転車等の利用の自粛をお願いします。

○放置自転車等は撤去します

## 家庭廃棄物指定収集袋を交付 要件に該当する方へ

家庭廃棄物処理手数料の減免制度

令和4年10月分からの家庭廃棄物指定収集袋の交付が9月1日(木)から始まります。

▽対象 下表の要件に該当する世帯

●令和4年度減免手続きがお済みの方・家庭廃棄物指定収集袋の交付場所等を記載した書類を8月下旬から順次郵送します。9月1日(木)～30日(金)の間にお受け取りください。

※土・日曜日、祝日は除く。  
●令和4年度減免手続きがお済みでない方・環境対策課(市役所3階)窓口で手

## 中小企業で働く従業員のための退職金制度

▽問合せ 独立行政法人労働者退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234へ。

市では、水環境の保全及び雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設(雨水浸透ます)を設置する方に補助を行います。

▽対象 市民の方で、市内に既存の戸建て住宅を所有し、当該宅地を所有している場合、または、土地所有者の土地使用承諾を得てい

る場合

家庭廃棄物処理手数料減免制度の要件

①生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援給付受給世帯  
②児童扶養手当受給者がいる世帯  
③特別児童扶養手当受給者がいる世帯  
④老齢福祉年金受給者がいる世帯  
⑤身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯  
⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯  
⑦愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯  
⑧年齢が75歳以上のみで構成されている世帯

②～⑧は、世帯全員が市民税非課税であることが必要

## リサイクル協力店をご利用ください～マイバッグ 資源を入れてお買い物～

市内には、事業者の負担で資源物の回収を行っている「リサイクル協力店」があります。「リサイクル協力店」は、営業時間内であればいつでも利用できます。各店舗の排出ルールを守りご活用ください

▽問合せ 環境対策課・内線1241まで。

### リサイクル協力店一覧

店名	回収品目(下線はnanacoポイント付与対象)
セブン-イレブン市内店舗 (多摩モノレール駅各店は除く)	ペットボトル・キャップ
コカ・コーラボトラーズジャパン (東大和市役所・蔵敷公民館・狭山公民館)	ペットボトル・キャップ
イトーヨーカドー 東大和店	ペットボトル・新聞紙・雑誌・本・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・スチール缶・キャップ
いなげや 玉川上水駅前店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック
いなげや 東大和店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック・キャップ
オリンピック 村山店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック
コープみらい 上北台店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・キャップ・卵パック
スーパーあまいけ 東大和店	食品トレイ・紙パック
TAIRAYA 奈良橋店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・スチール缶・キャップ
東大和 生鮮市場	ペットボトル・食品トレイ・紙パック
ヤオコー 東大和店	ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・キャップ
やまや 東大和店	ペットボトル・アルミ缶・スチール缶・キャップ

## 犬の散歩マナーを守りましょう

突然飛び出して人にけがをさせることができます。

犬の散歩は、犬をきちんとコントロールできる人が

○ふんは必ず持ち帰りましょう  
ふんは土に埋めても肥料にはなりません。

放置されたふんは、犬を持つて持ち帰りましょう。なお、電信柱等に尿をしてしまったら水で洗い流す等の配慮も必要です。

また、犬を放して遊ばせ

りますので、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。なお、電信柱等に尿をしてしまったら水で洗い流す等の配慮も必要です。

また、ドッグラン等を利用し、一般的公園で放して遊ばせることのないようになります。

また、犬を放して遊ばせ

るときは、ドッグラン等を相談センター多摩支所 ☎042-581-7435または環境対策課・内線1248まで。



## 雨水浸透施設(雨水浸透ます)の設置費用を補助します

市では、水環境の保全及び雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設(雨水浸透ます)を設置する方に補助を行います。

詳細は、市のホームページをご覧ください。

▽対象 市民の方で、市内に既存の戸建て住宅を所有し、当該宅地を所有している場合、または、土地所有者の土地使用承諾を得てい

ます。

▽補助金額 工事に要した費用の4分の3以内(限度額7万円)

▽申込み 下水道課(市役所2階)・内線1231まで。

## 各種証明書のコンビニ交付

ご利用ください  
市役所窓口での交付に比べて、概ね100円安く取得できます。この機会に、マイナンバーカードが必要となります。

▽問合せ 市民課・内線1086まで。  
バーカードの申請をご検討ください。カードとなる証明書や手数料等の詳細は、市のホームページをご覧ください。



労働者の方や、家族従業員の方も加入できます。また、中小企業退職金制度は、パートタイマーなどの短時間労働者の方や、家族従業員の方も加入できます。

詳細は、中小企業退職金制度のホームページを

詳しく説明しています。掛金は、従業員毎に16種類から選択でき、退職金は直接退職者に支払われます。転職先でも引き継げる通算制度もあります。(一部対象外となる場合があります)。

▽問合せ 独立行政法人労働者退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234へ。

市では、水環境の保全及び雨水の流出抑制を図るために補助を行います。詳細は、市のホームページをご覧ください。

▽対象 市民の方で、市内に既存の戸建て住宅を所有し、当該宅地を所有している場合、または、土地所有者の土地使用承諾を得てい

ます。

▽補助金額 工事に要した費用の4分の3以内(限度額7万円)

▽申込み 下水道課(市役所2階)・内線1231まで。

マイナンバーカード出張申請受付コーナーを開設

ご参加ください

## 9月の出張かるがもひろば

保育士が児童館や集会所などに出張し、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。参加者同士の情報交換や保育士への子育て相談もできます。

※会場毎に利用定員を設けています。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△期日・場所

●9月2日(水) 湖畔集会所

●9月6日(火) さくらがお



か児童館

●9月14日(水) 仲原集会所

●9月20日(火) むこうはら

児童館

△時間 各日午前10時30分

△11時45分(事前予約不要)

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

1まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

## くらしにお困りの方へ 相談してみませんか

■くらし・じごと応援センターア「そえる」

「そえる」では、経済的なこと、精神的なこと、家庭のことなど、様々な問題について、専門の支援員が相談をお受けしています。

相談をお受けします。

また、住居確保給付金と賃補助を行っています。

※住居確保給付金の利用には、一定の要件等があります。なお、過去に支給終了した方の、特例による再申

前に予約をお願いします。

また、離職者等に対し、家

庭のことなど、様々な問題について、専門の支援員が相談をお受けしています。

相談をお受けします。

また、住居確保給付金と賃補助を行っています。

※住居確保給付金の利用には、一定の要件等があります。なお、過去に支給終了した方の、特例による再申

前に予約をお願いします。

また、離職者等に対し、家

庭のことなど、様々な問題について、専門の支援員が相談をお受けしています。

相談をお受けします。

また、離職者等に対し、家

庭のことなど、様々な問題について、専門の支援員が相談をお受けします。

■くらし・じごと応援センターア「そえる」

※詳細は、お問い合わせいただくか、市のホームペー

ジをご覧ください。

△対象 市内在住の失業等で生活にお困りの方

△場所 市役所1階相談室

△支援内容 相談を行い、ご本人にとつて適切な窓口

を案内します。状況により、

支援制度活用のための手続

き等をサポートし、自立に

向けた支援を行います。

△相談予約・問合せ くら

し・じごと応援センター「そ

える」・内線1081まで。

この制度は、世帯の困窮の程度に応じて援助を行い、医療費等の支払いに困り、資産の活用ができず、他からの援助が得られなく、日常の生活が困難となつたときは、生活保護制度の活用をご検討ください。



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

※この給付金を受給済みの方は対象外です。

△支給対象

①世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※令和4年度新たに①に該当する可能性

がある世帯に対し、案内を6月下旬に

発送しました。

②①のほか、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から9月までの任意の1か月収入×12）が住民税非課税相当となる世帯（家計急変世帯）

※②に該当すると思われる方はコールセンターまでお問い合わせください。

△申請期限 10月31日(月)

△問合せ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター☎042-567-5007まで。

## いじめ防止のためのシンボジウム

### ケアラーズカフエ



## 心身障害者(児)医療費助成制度 医療制度のご案内

### 対象となる方

次の①～④の要件全てを満たす方が対象です。

①住所要件：市内に住所を有する方

②障害要件：

- 身体障害者手帳1・2級（内部障害3級）の方
- 愛の手帳（療育手帳）1・2度の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方（重度障害者）

③医療保険給付要件：国民健康保険または都が定める社会保険各法による医療の給付が行われる方

④所得要件：令和3年中の所得額（20歳未満の方の場合は世帯主等）が下表の基準額以下の方

扶養親族等の人数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

※基準額は、収入から各種控除を差し引いたもの。

### 対象となる方

●生活保護を受給している方

●東京都規則に定める施設に入所している方

●平成12年8月中に④受給者証を有していないかった方で、対象要件②に該当した時の年齢が65歳以上の方

●平成12年8月中に④受給者証を有していないかった方で、対象要件②に該当した時の年齢が65歳未満で、かつ65歳に達する日の前日までに④受給者証の交付申請を行わなかった方。ただし、次に該当する方は除く。

- 65歳に達する日の前日において生活保護を受けている方
- 65歳に達する日の前日において東京都内に住所を有していない方
- 後期高齢者医療証の交付を受けている方で市民税が課税されている方





## 健康ひとつくちメモ

### 夏の上手な水分補給 ～健康のため水を飲みましょう～

私たち人間のからだの約60%は水分で占められています。その5%を失うと脱水症状や熱中症などの症状が現れます。夏は特にこまめな水分摂取を行い、熱中症の予防が必要です。夏の上手な水分補給について紹介します。

#### ①1日の水分量の目安

水には、口から飲む水、食べ物の中に含まれる水分、体内でエネルギーになるときに作られる「代謝水」があり、1日あたり約2.5Lの水分摂取量となります。また、同量の水分が尿、便、汗、呼吸などにより、からだから排泄されます。

#### ②水分補給にとる飲み物

糖分や塩分を含まない水が基本です。利尿作用をおこすカフェインを含まない麦茶もお勧めです。1日の水分摂取量として1.5Lの水を飲むことが必要と言われています。

#### ③水分補給のポイント

##### ●スポーツドリンク

夏は汗を大量にかくため、その分の水分を加えて摂取することが大切です。スポーツなど大量に汗をかく場合は、塩分が補給出来るスポーツドリンクが便利ですが、スポーツドリンクは糖分が多いため、摂り過ぎないように注意しましょう。

##### ●カフェインを含むもの

コーヒー・紅茶・緑茶などカフェインを含む飲み物は、弱い利尿作用があり、通常より尿の量を増やします。気分転換や楽しみに飲む場合もカフェインの摂り過ぎには気をつけましょう。

##### ●アルコール

ビールなどアルコール飲料には強い利尿作用があります。例えばビールを500ml飲んだ場合は、550mlが尿として排出されます。アルコールを飲んだ後は、十分に水分補給しましょう。

#### ④水分補給の時間

●のどが渴く前にこまめに水分補給することが大切です。熱中症の危険が高まるこの時期は、飲み物がすぐ飲めるように持ち歩くことをお勧めします。

●目覚めの1杯、入浴後の1杯、寝る前の1杯、スポーツ中及びその前後の1杯、水を飲みましょう。

健康に関する相談・問合せは、市立保健センター☎042-565-5211まで。

◎社会福祉協議会  
セントラル「さわやかサービス」は、手助けをして欲しい利用会員とお手伝いをしたい協力会員とのボランティア的な相互援助活動を行なっています。利用会員、協力会員ともに隨時受け付けています。

活動内容 子育て支援…①有償サービスで行う組織です。利用会員、協力会員ともに随时受け付けています。

活動内容 保育園・幼稚園への子どもたちの送迎とその前後の預かり

②学童保育終了後の子どもたちの預かり ③学校の放課後の預かり

④臨時保育園・幼稚園への子どもの預かり ⑤産婦の預かり

⑥産後のお世話 ⑦産後のお世話

⑧産後のお世話 ⑨産後のお世話

⑩産後のお世話 ⑪産後のお世話

⑫産後のお世話 ⑬産後のお世話

⑭産後のお世話 ⑮産後のお世話

⑯産後のお世話 ⑰産後のお世話

⑱産後のお世話 ⑲産後のお世話

⑳産後のお世話 ⑳産後のお世話

</div

